
第6章 計画の推進体制及び進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

この章では、計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくための方策を示しました。

1 計画の推進体制

(1) 小美玉市環境審議会

本計画の環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う組織であり、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について答申等を行います。

(2) 環境保全小美玉市民会議

市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くため、市民、行政区、環境活動団体から構成される「環境保全小美玉市民会議」において、庁内所管課及び関係機関と緊密な連携のもとに、本計画に掲げる施策の推進及び実践的な活動を推進します。

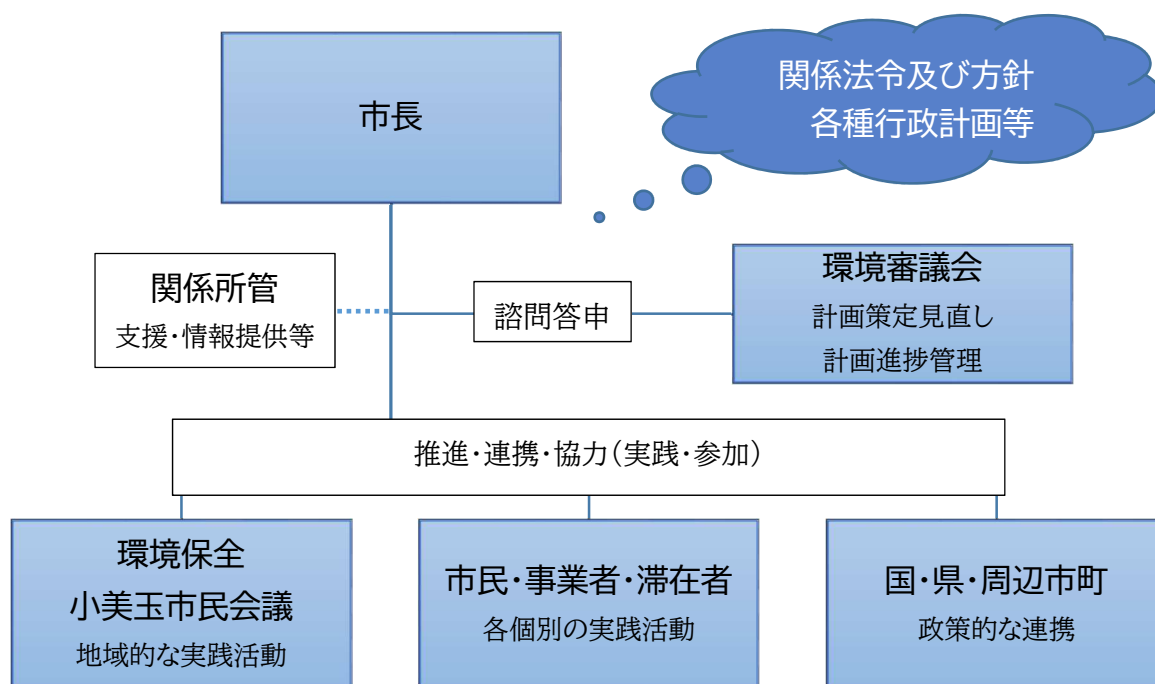
(3) 市民・事業者との協働

本計画に掲げる環境施策を推進するために、市民、事業者に対し、積極的な広報活動による情報発信を図り、協働による取り組みを進めます。

(4) 広域的な連携

環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県、周辺自治体との連携と協力の下、広域的な視点から取り組みを推進します。

◆ 計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

